12月は人権月間

知ることから はじめよう！

問 (市)人権推進課　☎82－8388

1948(昭和23)年12月10日、国際連合で「世界人権宣言」が採択されました。

この宣言は、基本的人権の原則を定めたもので、人権保障の目標や基準を国際的に明らかにした画期的なものでした。

日本では、この採択日(12月10日：人権デー)を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開しています。

市では、この「人権週間」の意義を知ってもらい、市民の皆さんに人権問題についての関心を高め、人権尊重の理念について、正しい理解を深めてもらうことを目的として、この人権週間にあわせて、イベントや啓発活動を実施します。

今月号では、差別意識が芽生える要因や人権を学ぶ理由を三木市人権・同和教育協議会の副会長にお聞きするとともに、総合隣保館文化祭の予定や、総合隣保館の概要についてお知らせします。

良心に立ち返るために人権学習を

人はなぜ差別をしてしまうのか

日々の暮らしの中で、私たちは多くの不安や心配事に直面します。仕事や家族、健康、進学など、思ったようにいかないときに、人はついつい他人と比べて、「自分はまだマシだ」などと、安心感や優越感を得ようとします。ここに差別の芽が潜んでいます。

それに加えて、歴史や文化、環境の中で刷り込まれた偏見や固定観念が影響するため、差別意識は無意識のうちに芽生えうるものだと考えられています。

ともに幸せになるために

こうした差別意識を芽吹かせないためには、人権課題を自分事としてとらえ、学び取り組んでいくことが大切です。

2001(平成13)年に県内の市で初めて制定された「三木市人権尊重のまちづくり条例」の基礎ともいえる世界人権宣言の第1条には「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とあります。

他者を差別して安心感・優越感を持つのではなく、他者を尊敬し、仲間としてともに生き支え合い、ともに幸せになっていく道を歩むことが皆の幸せにつながります。

まずは知ることから

市では、人権尊重のまちづくり条例に基づいて、皆さんに人権学習の機会を設けています。身近なことから、できることから始めること。それが他人事ではない自分事としての学びにつながると考えます。

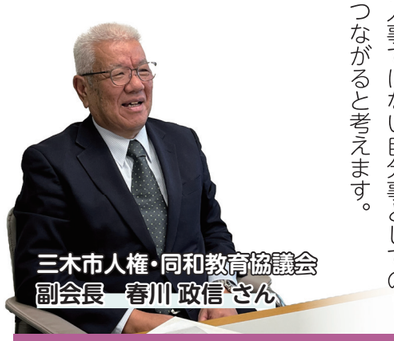

三木市人権・同和教育協議会
副会長　春川 政信 さん

総合隣保館ってどんなところ？

総合隣保館は「すべての市民のしあわせを願い、同和問題をはじめとしたあらゆる差別をなくし、福祉の向上を図る」ことを目的に、1981(昭和56)年4月に開館した社会福祉施設です。

同和教育セミナーや人権フォーラムなどで、人権について学ぶ機会を提供するだけでなく、生活上でのトラブルや困りごとの相談や、広報活動などに取り組んでいます。

啓発イベントの開催

人権に関する講演会や市民に体験や思いを語ってもらうイベントなどを開催しています。

右ページで紹介した「総合隣保館文化祭」も主催しています。

広報活動

より身近に人権にふれてもらうため、毎月「隣保館だより」を発行しています。

相談窓口

人権問題やさまざまな不安や悩みごとの相談に応じます。相談日時などの概要は17ページを確認してください。

その他

文化教室などの交流事業や貸館事業、図書館業務なども行っています。詳細はホームページを確認してください。

▲ホームページはこちら

第 41 回 総合隣保館文化祭

日時　12月8日(日)　午前10時～午後3時30分
場所　総合隣保館(志染町吉田823)

■ プログラム

午前 9 時 30 分～	開会行事
午前 10 時～ 11 時 30 分	記念講演 「私は部落から逃げてきた」 講師：西田 昌矢 さん
午後 0 時 45 分～ 3 時	舞台発表 ダンス（RASH）、太鼓演奏（あすなろ学級生）、詩吟（大空学級生）、演奏（ひまわりウインドアンサンブル）、人権劇（杉の子学級生・テアトロ三木）
午後 3 時～	抽選会
午前 10 時～午後 3 時 30 分	催物（飲食物あり）およびバザー

■ 関連イベント

12 月 4 日(水)～ 8 日(日) 午前 9 時～午後 9 時 (最終日は午後 3 時まで)	作品展示
12 月 7 日(土) 午後 6 時～ 8 時	【前夜祭】DVD 上映会 「コーダ　あいのうた」

◀ホームページはこちら